

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、多くの皆様が不安な思いをされているかと思えます。そこで皆様に少しでも元気になっていただこうと西ノ島町では左ページにあります特別定額給付金に加え、町独自で経済対策を行うこととしました。

西ノ島町独自の新型コロナウイルス感染症地域経済対策

観光客等に来島自粛を呼びかけていることで、経営に大きな影響を受けている町内の中小企業者等を支援し、終息後も事業を円滑に行えるために実施する西ノ島町独自の地域経済対策です。

●宿泊施設等継続支援給付金

町内宿泊施設・飲食店・運輸業等（観光船、観光バス、タクシー、レンタカー遊漁船）に対し、原則新型コロナウイルス感染症の影響が出た後の1ヶ月間の売上高等が対前年同期で20%以上減少等を条件に給付金を給付します。（補助率等）

宿泊施設 1事業者あたり 定員×1万円（上限100万円）

飲食店 1事業者あたり 一律10万円

運輸業等 1事業者あたり 定員×1万円（上限100万円）

※ただし、兼業する場合、重複は認めません。

●わがとこ応援商品券・お食事券発行事業

住民の皆様へ、西ノ島町内の店舗等で使用できる商品券・食事券を配布します。町民参加型で、地域経済の循環、助け合いを目的としています。（内容）

1名あたり11,000円分を配布（令和2年12月31日まで使用可能）

（飲食店以外の加盟店対象の商品券6,000円分

飲食店専用のお食事券5,000円分、1枚500円券）



※各加盟店の入口等でチケットが使用できるか左記のような「加盟店表示」をご確認ください。加盟店表示もチケットも商品券は「青色表示」、お食事券は「桃色表示」となっておりますので、お間違えのないようご利用ください。

【お問い合わせ先】

西ノ島町役場 観光定住課 TEL08514-7-8777

新型コロナウイルス感染症 関連事業について

特別定額給付金について

新型コロナウイルスの感染拡大に留意しつつ、全国すべての人々の家計への支援を行うことを目的として、特別定額給付金の支給が始まりました。本町では5月11日から申請受付を開始し、申請のあった世帯から順次、特別定額給付金の支給を行っています。

給付金の概要は次のとおりとなっております。申請は、令和2年8月10日が期限となっておりますので、期限までに提出くださいますようお願いいたします。

1. 給付対象者

令和2年4月27日において、西ノ島町に住民登録のある方

2. 給付額

給付対象者1人につき10万円

3. 受給権者

各世帯の世帯主

4. 申請方法

郵送またはオンライン
※役場持参可

5. 提出書類

①郵送又は役場持参の場合

- ・特別定額給付金申請書
- ・本人確認書類のコピー
- ・振込先口座確認書類のコピー（役場の公共料金の引落口座等の場合は不要）

②オンラインの場合

マイナポータルから申請（マイナンバーカード、振込先口座確認書類を準備）

【お問い合わせ先】

西ノ島町役場 町民課 TEL：08514-6-0103